

# **地域まちづくりのあり方検討に係る報告書**

令和5年8月

宮崎市地域まちづくりのあり方検討会



# 目 次

|     |                                        |    |
|-----|----------------------------------------|----|
| 1   | はじめに.....                              | 4  |
| (1) | 地域まちづくりのあり方検討に至る経緯 .....               | 4  |
| (2) | 検討会における検討内容 .....                      | 5  |
| 2   | 地域まちづくりの取組の変遷と成果や現状及び課題.....           | 6  |
| (1) | 地域まちづくりの取組の変遷.....                     | 6  |
| (2) | 地域まちづくりに対する市民等の意識 .....                | 9  |
| ①   | 地域まちづくりの仕組みについて.....                   | 9  |
| ②   | 地域コミュニティや地域活動について .....                | 10 |
| ③   | 地域活動の分野別の満足度と重要度.....                  | 12 |
| ④   | 地域活動に関する諸課題 .....                      | 13 |
| ⑤   | 地域課題に対する地域と行政の対応のあり方 .....             | 13 |
| (3) | 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と検討を要する事項（課題） ..... | 15 |
| ①   | 地域協議会 .....                            | 15 |
| ②   | 地域まちづくり推進委員会.....                      | 16 |
| ③   | 行政（地域自治区事務所と公立公民館等） .....              | 17 |
| ④   | その他.....                               | 17 |
| 3   | 検討を要する事項（課題）に対する取組（施策）の方向性 .....       | 21 |
| (1) | 地域自治区制度導入自治体 .....                     | 21 |
| (2) | 検討にあたっての前提の整理と基本的な考え方.....             | 21 |
| (3) | 取組（施策）の方向性.....                        | 23 |
| ①   | 宮崎市独自の地域まちづくり制度への見直し .....             | 25 |
| ②   | 地域まちづくりの人材発掘・育成.....                   | 27 |
| ③   | 地域コミュニティ活動交付金等の地域団体への財政支援.....         | 27 |
| ④   | 公立公民館等の指定管理者制度の導入と地域交流・活動拠点の確保.....    | 30 |
| ⑤   | 地域自治区事務所のあり方.....                      | 30 |
| ⑥   | 地域と行政の役割の整理 .....                      | 32 |
| ⑦   | 地域や行政による評価方法の見直し .....                 | 32 |
| ⑧   | 地域まちづくりの区域.....                        | 33 |
| 4   | 施策の定期的な検証と見直し .....                    | 33 |
| 5   | 資料.....                                | 34 |

## 1 はじめに

### (1) 地域まちづくりのあり方検討に至る経緯

宮崎市では、平成18年1月の合併を機に地方自治法に基づく地域自治区制度を導入し、住民主体のまちづくりを推進してきた。制度の導入による地域協議会や地域まちづくり推進委員会を要とした取り組みにより、地域住民がお互いに助け合う取組が、地縁による活動から、より広域的な活動に広がるなど、住民主体のまちづくりが進展する一方で、17年が経過する中、人口減少や高齢化等の社会構造の変化により、地域まちづくりに関する担い手の不足や特定の人材への負担の集中など、様々な課題も見られている。

また、宮崎市のまちづくり活動への財政支援として地域に交付している「地域コミュニティ活動交付金」を活用した活動の評価や使途の検討、地域活動に関する意見交換等を行う地域コミュニティ活動交付金評価委員会（市民や学識経験者で構成）で、地域自治区制度による取組についても協議されており、取組の検証の必要性について報告されている。

そこで、令和5年1月に地域まちづくりに関する有識者や地域団体の関係者等13名による会議体（「地域まちづくりのあり方検討会（以下「検討会」という。）」）を設置し、地域自治区制度や地域協議会・地域まちづくり推進委員会の組織体制をはじめ、行政の人的支援や財政支援など、これまで地域と行政が協働して実施してきたまちづくりの取組を点検したうえで、今後の持続可能なまちづくりのあり方について検討を行うに至った。

図表1：地域まちづくりの現状と課題（令和5年1月地域コミュニティ活動交付金事業評価報告書から抜粋）

#### 【全体】

- ① 都市型のライフスタイルの普及や個人の価値観が多様化し、地縁によるコミュニティが生まれにくい構造に変化しており、自治会等の加入率も減少している。
- ② 地域課題の対応に向けて、専門性が求められる取組が増えているが、地域では世代交代が進んでいない面もあり、対応が難しくなっている状況も見られる。

#### 【地域協議会】

- ③ 地域協議会では、地域まちづくり推進委員会の活動はもとより、地域の実態に即した協議が行われているところもあるが、活動交付金事業の事業計画や実績報告の承認に留まっているところもある。
- ④ 地域協議会の委員は、所属団体等の活動のほか、地域のまちづくりの実態を把握し、協議等に生かしていく必要があるが、会議が活動交付金事業の審議に留まり、地域まちづくり推進委員会の活動に対する認識が高まらず、事業への協力が不足している地域もある。

#### 【地域まちづくり推進委員会】

- ⑤ 地域まちづくり推進委員会では、自治会等の地縁団体をはじめ、各種団体と連携しながら、事業を実施しているが、自治会の加入率に見られるとおり、組織力が低下している団体も見られるため、事業への協力や参加など、地域まちづくり推進委員会の活動に影響が及んでいるところもある。
- ⑥ 高齢化の進行や雇用の高年化などは、地域のまちづくりに影響を及ぼし、これまでの取組を継続するだけでは、対応が難しくなることが予想される。

#### 【行政】

- ⑦ 行政では、様々な分野で地域との接点があるが、各部局が直接、地域に関わることで、地域力を分散させたり、特定の人材に負担が集中したりするなどの問題が生じている。
- ⑧ 社会環境が変化し、生涯学習に対する社会的要請が大きくなっている中で、教育委員会からの補助執行により、市長部局で公立公民館等の管理運営を担っているが、大半の事業が公立公民館等で完結しており、地域との関係を築くまでには至っていない。

## (2) 検討会における検討内容

検討会では、地域のまちづくりが将来にわたり持続可能なものとなるよう、他の自治体の事例や市民等意識調査の結果等も踏まえ、地域組織の体制や運営、行政支援のあり方等について、計8回にわたり検討を行った。（検討会の開催日時や主な内容は、図表3のとおり）

図表2：「地域まちづくりのあり方検討会設置要綱」を一部抜粋

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 住民主体によるまちづくりを推進し、地域のまちづくりが将来にわたり持続可能なものとなるよう、今後の地域まちづくりのあり方について検討するため、地域まちづくりのあり方検討会（以下「検討会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 地域まちづくりに係る地域組織のあり方に関すること</li> <li>（2） 住民主体による地域組織の運営のあり方に関すること</li> <li>（3） 地域まちづくりに係る行政支援のあり方に関すること</li> <li>（4） その他地域まちづくりに関すること</li> </ol> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

図表3：検討会開催実績

| 日程・場所                                       | 内 容                                                                                                |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年1月30日（月）<br>14:30～16:55<br>@生目地区交流センター  | ■第1回検討会<br>地域まちづくりの論点整理に係る課題の整理<br>・地域まちづくりのこれまでの取組<br>・地域まちづくりの成果（現状）と検討を要する事項（課題）<br>市民等意識調査の内容等 |
| 令和5年2月22日（水）<br>18:59～21:00<br>@宮崎西地区交流センター | ■第2回検討会<br>地域まちづくりの課題の論点整理<br>他自治体の地域自治区制度の現状（豊田市・上越市）<br>他自治体の地域と行政の協働の取組状況（高松市・明石市・高浜市）          |
| 令和5年3月23日（木）<br>16:30～18:40<br>@宮崎市民プラザ     | ■第3回検討会<br>地域まちづくりの課題の論点整理（地域運営組織の体制・運営等）                                                          |
| 令和5年4月26日（水）<br>13:58～16:38<br>@宮崎市民プラザ     | ■第4回検討会<br>地域まちづくりの課題の論点整理（地域運営組織の体制・運営等）<br>市民等意識調査における結果速報                                       |
| 令和5年5月23日（火）<br>14:00～16:35<br>@生目地区交流センター  | ■第5回検討会<br>地域まちづくりの課題の論点整理（行政支援のあり方）<br>市民等意識調査における分析結果（案）<br>地域まちづくり推進委員会連絡協議会会長との意見交換            |
| 令和5年6月13日（火）<br>14:00～16:40<br>@生目地区交流センター  | ■第6回検討会<br>地域まちづくりの課題の論点整理（行政支援のあり方）<br>市民等意識調査結果報告書                                               |
| 令和5年7月20日（木）<br>13:55～16:42<br>@宮崎市民プラザ     | ■第7回検討会<br>地域まちづくりの課題の論点整理<br>地域まちづくりの今後の方向性（案）                                                    |
| 令和5年8月24日（木）<br>09:58～12:05<br>@会議室棟大会議室    | ■第8回検討会<br>地域まちづくりの今後の方向性（案）<br>検討会報告書（案）                                                          |

## 2 地域まちづくりの取組の変遷と成果や現状及び課題

### (1) 地域まちづくりの取組の変遷

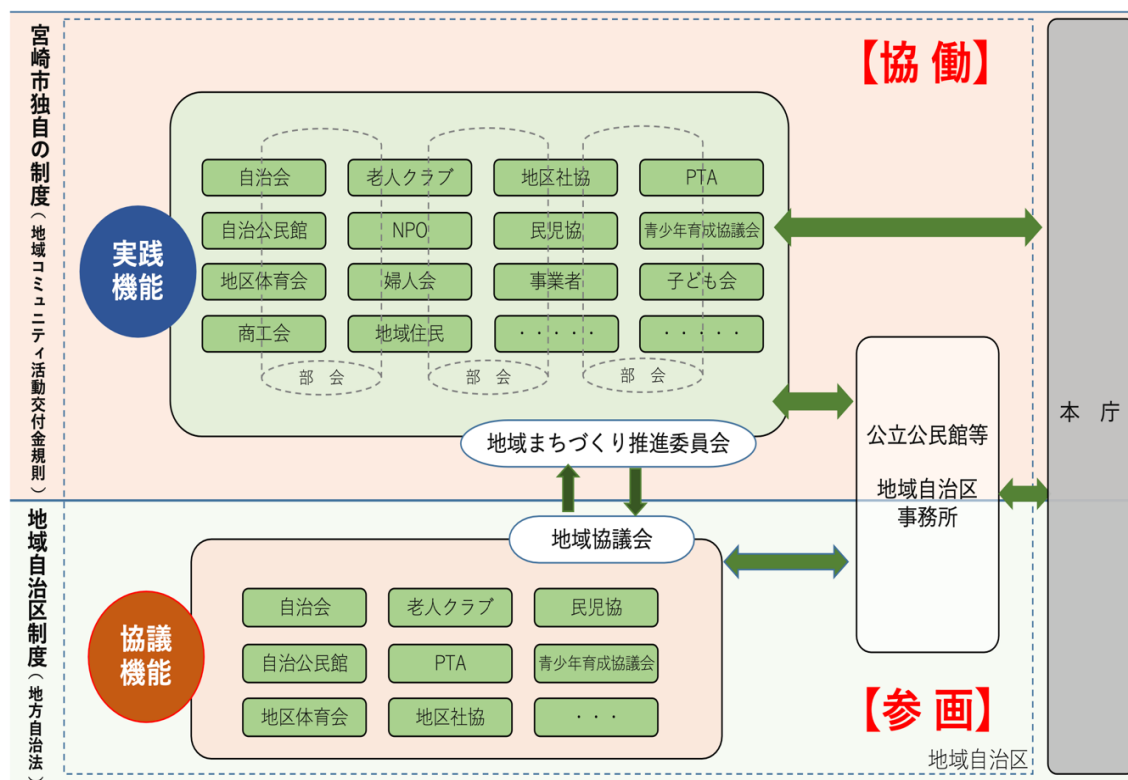
宮崎市の地域自治区は、平成18年1月に15地域自治区、3合併特例区（佐土原・田野・高岡）で開始し、その後、一部地域で分離、清武町との合併に伴う合併特例区の設置や合併特例区設置期間満了に伴う地域自治区への移行を経るなどして、現在、22の地域自治区となっている。

各地域自治区には「地域協議会」と「地域自治区事務所（地域事務所・地域センター・総合支所）」が設置され、それぞれの地域では、既存の団体や組織に加え、地域協議会の承認を受けて設立された「地域まちづくり推進委員会」が活動している。（図表4）

行政では、地域活動の実践組織である「地域まちづくり推進委員会」に対して、地域の特性や資源を生かし、魅力あるまちづくりを推進するための財源として、地域コミュニティ活動交付金と事務局運営に係る人件費や事務費としての地域まちづくり推進委員会事務局運営費補助金を交付しているほか、地域課題等に応じて、地域に助言等を行う専門家（アドバイザー）を派遣するなどの支援を行ってきた。

また、中学校区を基準に設置されている公立公民館等（公民館、交流センター、農村環境改善センター等）は、生涯学習と地域活動の拠点となるよう、平成21年度からは、市長部局が管理運営に係る事務を所管するなど、地域のまちづくりの視点を加えた管理運営を行っている。（地域まちづくりの取組の変遷（詳細）は、図表5を参照）

図表4：地域まちづくり推進委員会・地域協議会・地域自治区事務所等の関係図



図表5：地域まちづくりの取組の変遷

|                  | 平成16年度                                       | 平成17年度               | 平成18年度                     | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度             | 令和3年度              | 令和4年度 |
|------------------|----------------------------------------------|----------------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------------------|--------------------|-------|
| 市の取組             | 条例・規則・要綱等<br>(抜粋)                            | ※地方自治法の改正（地域自治区制度創設） |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       | R2.3 市民活動推進基本方針改訂 |                    |       |
|                  |                                              |                      | H17.10.20 地域協議会委員推薦委員会設置要綱 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   | R4.4.1 交流センター等条例改正 |       |
|                  |                                              |                      | H18.1.1 地域自治区の設置等に関する条例    |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
| 市<br>の<br>取<br>組 | 地域協議会                                        |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
| 市<br>の<br>取<br>組 | 地域まちづくり<br>推進委員会                             |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
| 市<br>の<br>取<br>組 | 地域コミュニティ活動<br>交付金評価委員会<br>地域まちづくりの<br>あり方検討会 |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
| 市<br>の<br>取<br>組 | 財政支援                                         |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
| 市<br>の<br>取<br>組 | 人材支援                                         |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
| 市<br>の<br>取<br>組 | 地域自治区<br>事務所と<br>公立公民館等の<br>一体的な運営           |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |
|                  |                                              |                      |                            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |                   |                    |       |





## (2) 地域まちづくりに対する市民等の意識

地域まちづくりのあり方を検討するにあたって、地域のまちづくりに対する認識や地域活動への参加状況等の基礎データを収集するため、令和5年2月～3月に、市民やまちづくり関係者等を対象に「地域まちづくりに関する市民等意識調査」を実施した。調査概要及び主な結果について、下記にまとめている。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響がある中、地域では、適宜、事業を見直しながら継続している取組がある一方で、不特定多数の住民を対象にしたイベントや屋内で交流を伴う事業は中止や内容の変更による対応を余儀なくされていたことに留意する必要がある。

図表6：調査概要

### 1 調査対象者（人数）

- ① 市民：宮崎市に1年以上在住し、かつ、18歳以上（3,000人）
- ② 中学生：宮崎市立中学校に通う中学2年生（3,137人）
- ③ 大学生：宮崎大学、宮崎公立大学に通う大学生（225人）
- ④ 地域協議会委員：宮崎市の地域自治区地域協議会委員（393人）
- ⑤ 地域まちづくり推進委員会：宮崎市の地域まちづくり推進委員会の構成員（2,046人）

### 2 調査票の回収率（回収数）

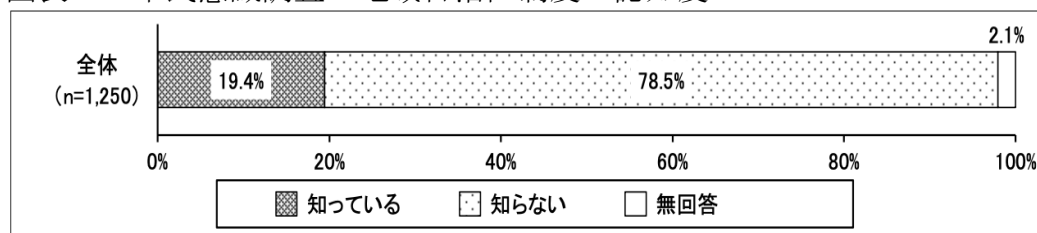
- ① 市民：41.7%（1,250人）
- ② 中学生：75.9%（2,382人）
- ③ 大学生：225人 ※授業に出席した学生に調査票を配布
- ④ 地域協議会委員：69.5%（273人）
- ⑤ 地域まちづくり推進委員会：45.9%（939人）

### ① 地域まちづくりの仕組みについて

市民3,000人を対象とした市民意識調査では、宮崎市のまちづくりの仕組みについて、各項目とも認知度は低く、特に地域自治区制度の認知度は、20%を下回っている（図表7）。制度導入から17年が経過しているが、これまで行ってきた地域まちづくりの取組が広く市民に認知されているとはいえない。

人口減少や高齢化、地域課題の多様化・複雑化など、社会環境が大きく変容する中、各地域自治区において「住民主体のまちづくり」を推進してきたが、まちづくりの活動を今後とも持続可能なものとしていくためには、制度の周知や多様な主体の参画に取り組む必要がある。

図表7：市民意識調査：地域自治区制度の認知度

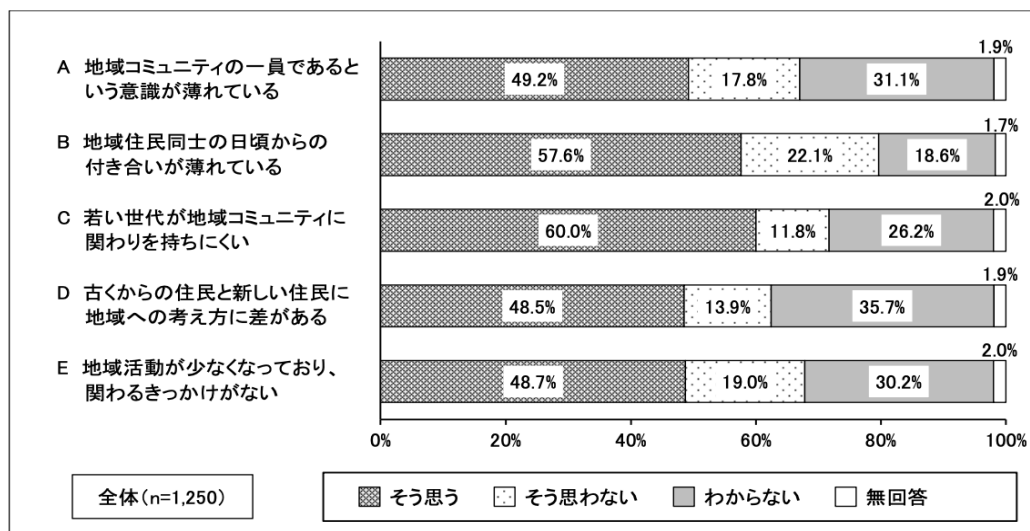


## ② 地域コミュニティや地域活動について

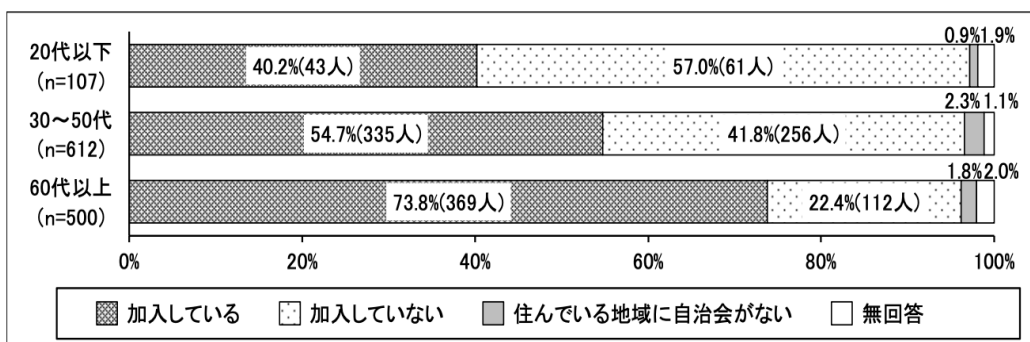
市民意識調査では、いずれの世代においても「若い世代が地域コミュニティに関わりを持ちにくい」と答えた人の割合が60%前後と高い（図表8-1）。

一方で、「自治会への加入状況」「地域団体等への加入状況」について、50代以下、特に20代以下の加入状況が低い（図表8-2、図表8-3）。地域団体等においては、人材の固定化・高齢化が課題となっており、若い世代など多様な人々が参加しやすい組織としていくことが重要となる。

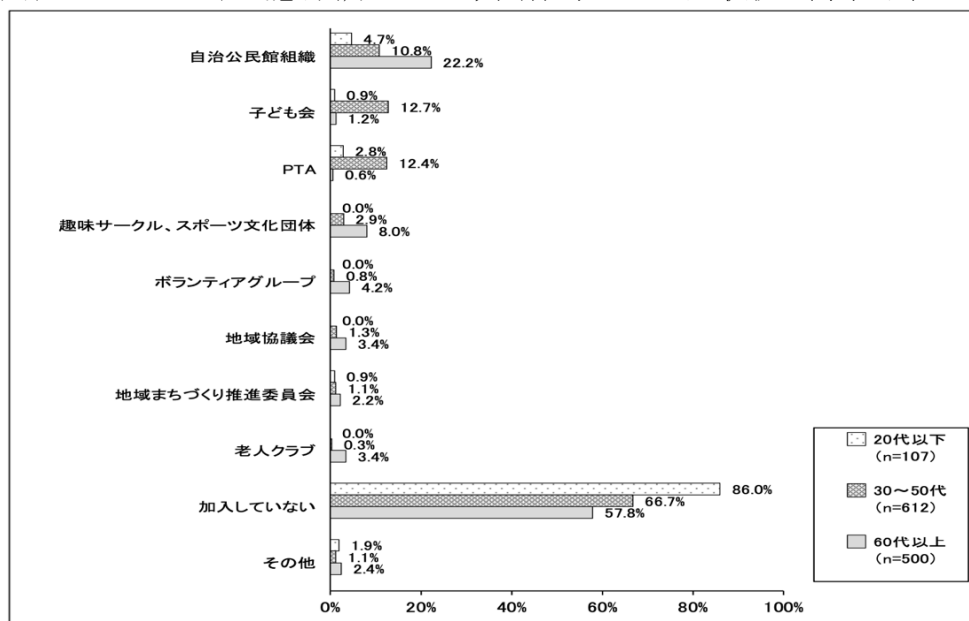
図表8-1：市民意識調査 地域コミュニティの現状や課題の認識



図表8-2：市民意識調査 自治会加入率（年代別）

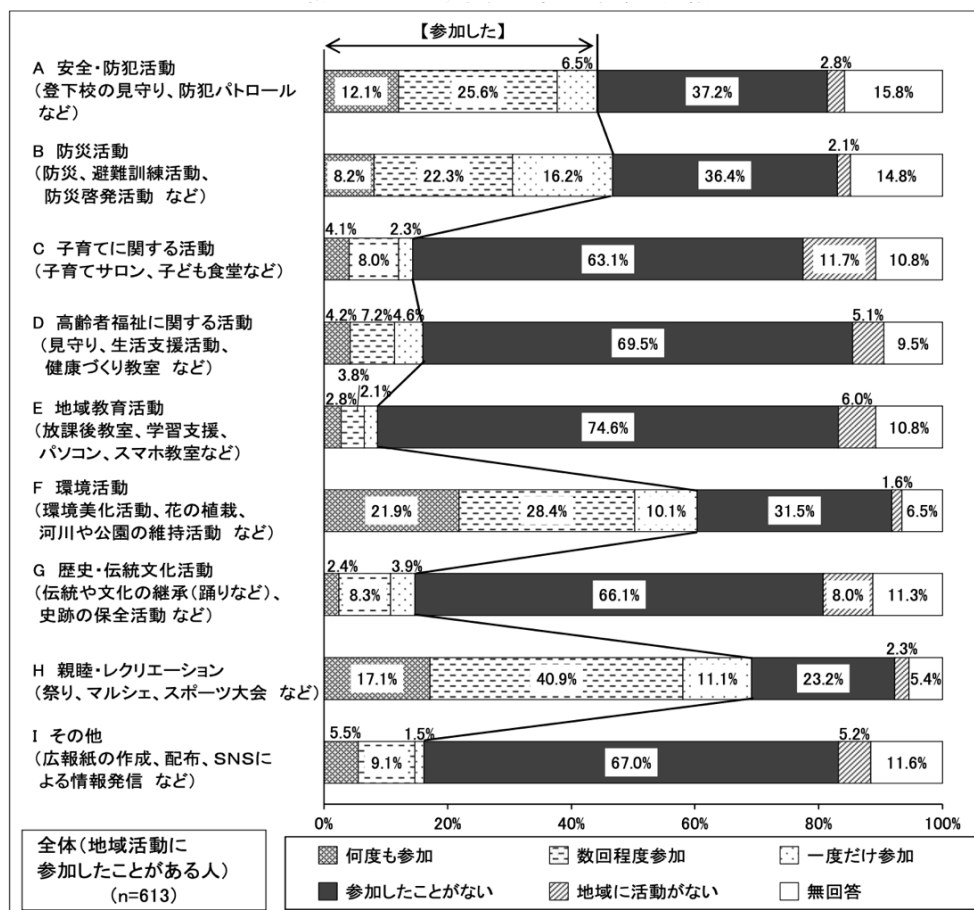


図表 8-3 : : 市民意識調査 地域団体等への加入状況（年代別）



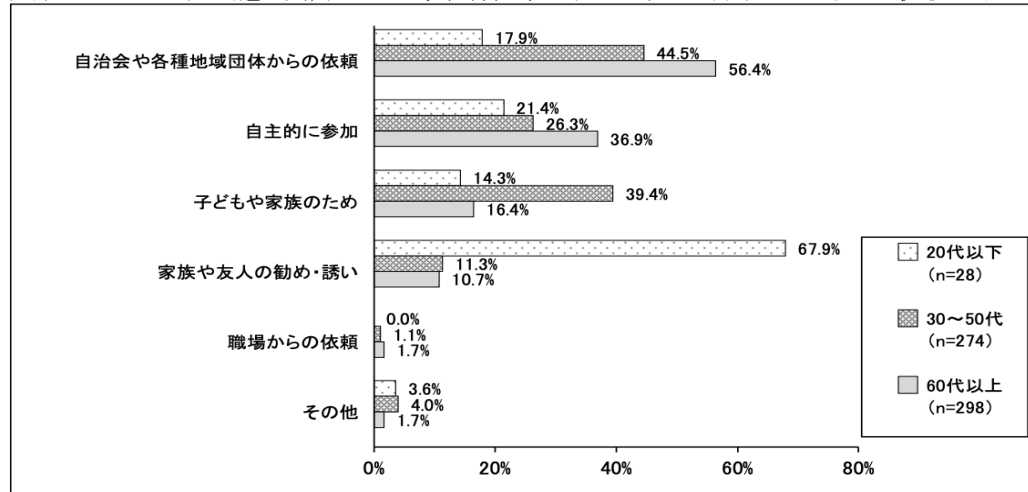
地域活動の参加状況については、「親睦・レクリエーション」に続いて「環境活動」の割合が高い（図表 9-1）。参加に至った動機として、30～50代、60代以上は「自治会や各種地域団体からの依頼」と答えた人の割合が高かった一方で、20代以下、中学生、大学生においては「家族や友人の勧め・誘い」の割合が高い（図表 9-2）。

図表 9-1 : 市民意識調査 地域活動への参加回数



普段から家族や友人など、距離の近い関係の方からの誘いを受け、地域活動へとゆるやかに参加できるような流れをつくるのが、若い世代への参画には有効と考えられる。

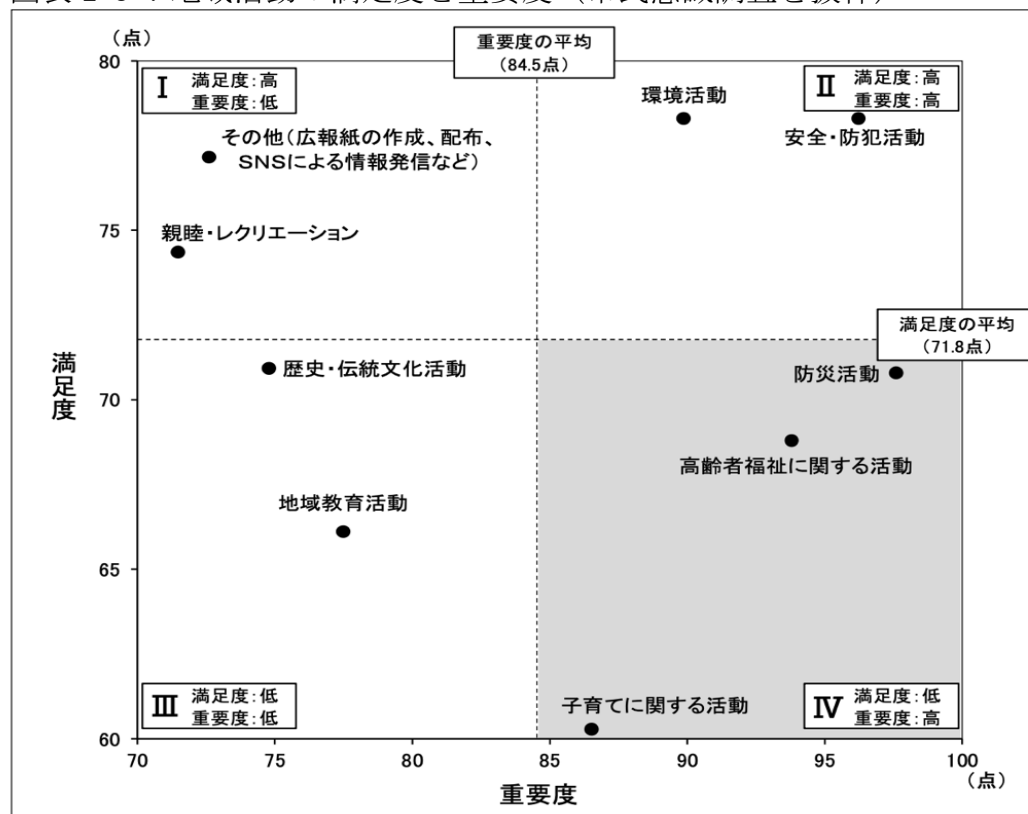
図表 9-2：市民意識調査 地域団体等が実施する活動への参加状況（年代別）



### ③ 地域活動の分野別の満足度と重要度

地域まちづくり推進委員会、自治会、各種地域団体が実施する活動、事業について、「満足度」と「重要度」を分析した結果、「市民」「地域協議会」「地域まちづくり推進委員会」すべての意識調査に共通して、「防災活動」「子育てに関する活動」は、活動の重要度は高いが、満足度は低いという結果となった（図表 10）。

図表 10：地域活動の満足度と重要度（市民意識調査を抜粋）

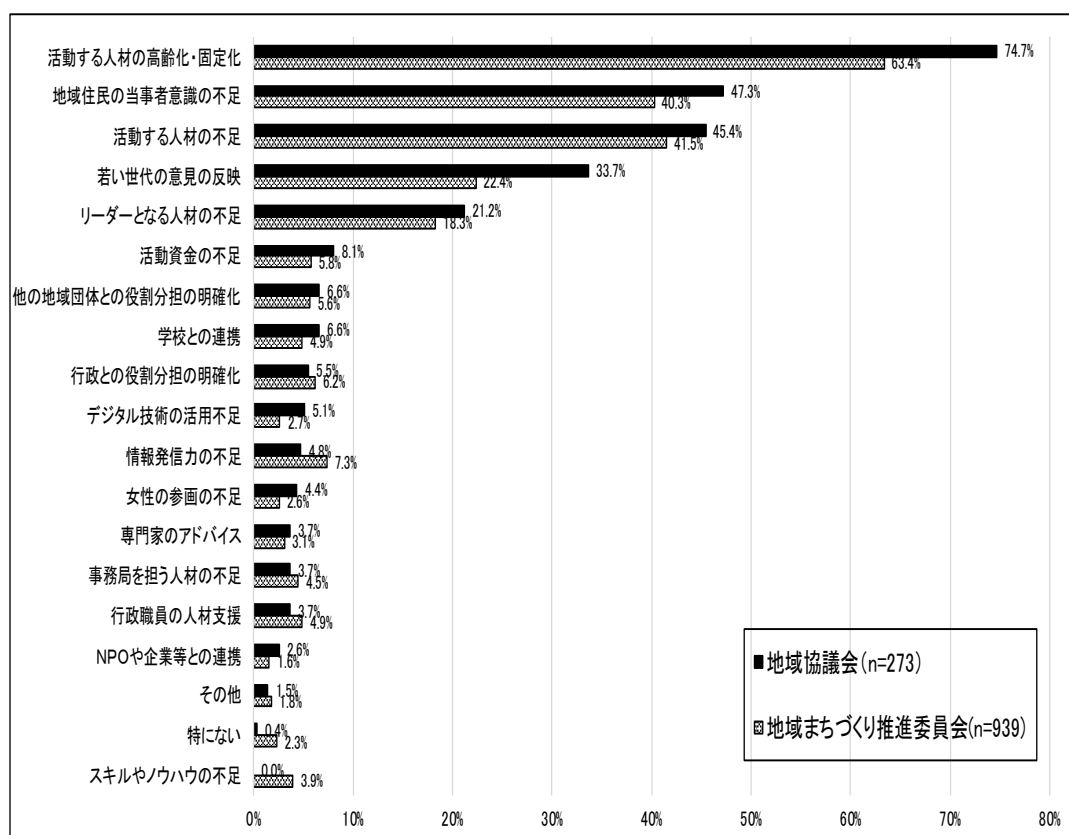


#### ④ 地域活動に関する諸課題

地域自治区制度について、地域協議会および地域まちづくり推進委員会を対象とした意識調査結果においては、地域自治区制度に一定の効果を感じている人の割合が高い。

地域まちづくりに関する課題では、「活動する人材の高齢化・固定化」の割合が最も高く、次いで、「地域住民の当事者意識の不足」「活動する人材の不足」などが続いている（図表 1 1）。これらの課題を解消へ向けて、新たな人材の掘り起こしや住民の当事者意識の醸成が必要であると考ええる。

図表 1 1：地域協議会・地域まちづくり推進委員会意識調査まちづくりの諸課題



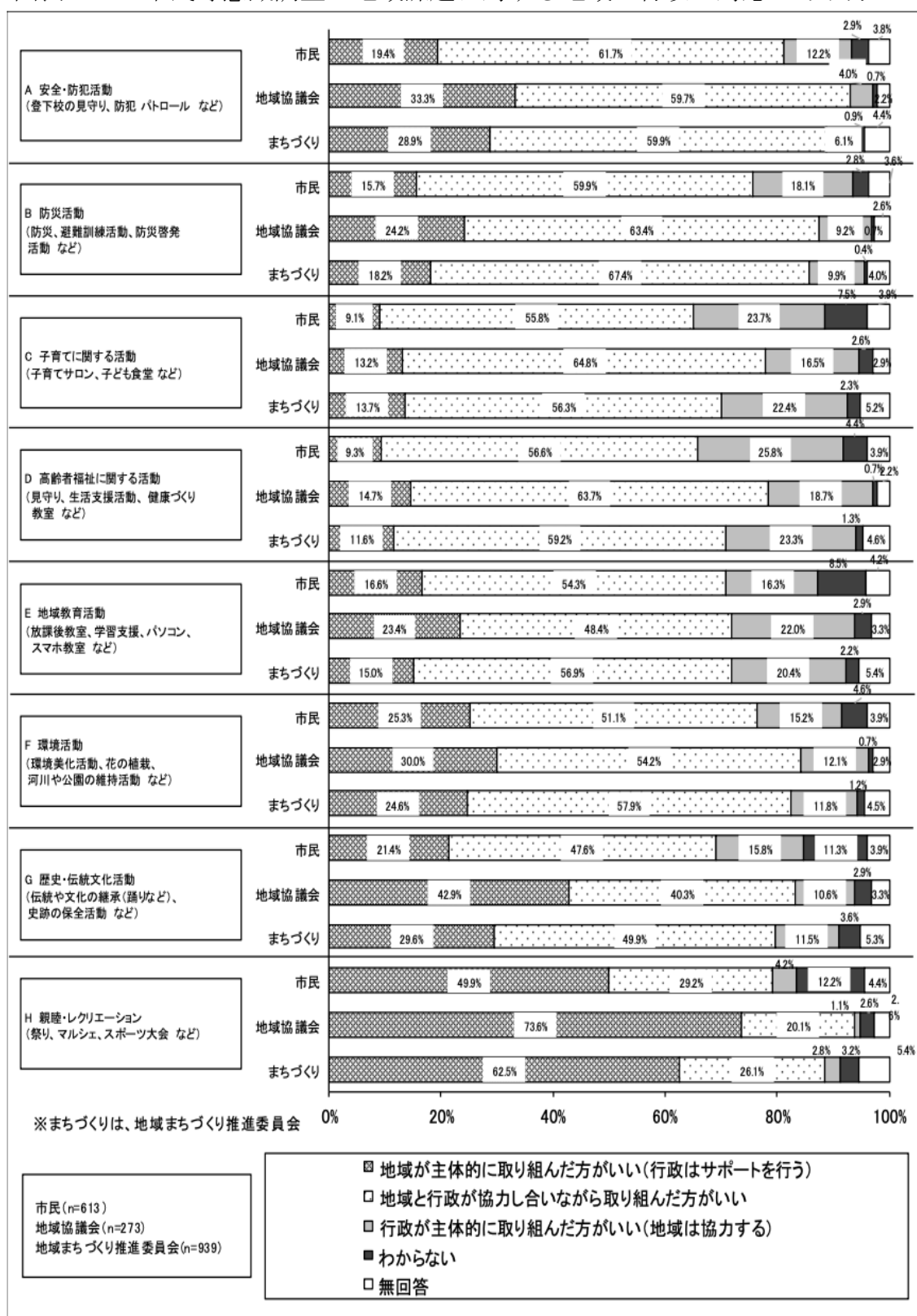
#### ⑤ 地域課題に対する地域と行政の対応のあり方

各意識調査においてクロス集計を行った結果、地域活動のほとんどの分野で、「地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい」と答えた人の割合が高い結果となったが、「安全・防犯活動」「環境活動」「歴史・伝統文化活動」「親睦・レクリエーション活動」については、「地域が主体的に取り組んだ方がいい」と答えた人の割合が、「行政が主体的に取り組んだ方がいい」と答えた人の割合を上回っていた（図表 1 2）。

一方で、「子育てに関する活動」「高齢者福祉に関する活動」については、「行政が主体的に取り組んだ方がいい」と答えた人の割合が、「地域が主体的に取り組んだ方がいい」と答えた人の割合を上回っていた（図表 1 2）。

また、「子育てに関する活動」「高齢者福祉に関する活動」は、上述の重要度も高い割合を示していることから、地域と行政の役割分担の整理や取組の重点化を検討する必要があると考える。

図表 1 2：市民等意識調査 地域課題に対する地域と行政の対応のあり方



### (3) 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と検討を要する事項（課題）

地域を取り巻く環境が刻々と変化し、住民ニーズや地域課題も多様化する中で全市域一律に、行政サービスや地域活動を実施していくことは難しくなっているため、地域におけるまちづくりの活動は、ますます重要になると考えられる。

宮崎市では、地域自治区制度のもとで、地域協議会や地域まちづくり推進委員会が要となり、防犯・防災、地域福祉、環境、歴史伝統文化に関することなど、様々な分野の活動が行われており、住民主体のまちづくりは着実に進展してきた。

一方で、制度導入から17年が経過する中で、本格的な人口減少による人手不足や個人の価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化など、社会環境が大きく変容し、行政だけでなく、地域においても、その都度、変化への対応が迫られている。

持続可能な地域まちづくりを推進するためには、現在の仕組みを検証し、課題に対応していく必要があることから、この項では、これまでの地域まちづくりの取組について、成果（現状）や検討を要する事項（課題）を整理している（図表15）。

#### ① 地域協議会

地域協議会は行政の附属機関として、地域の各種団体の代表者等で構成されており、地域自治区における協議機関として、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向け、地域団体間の意見調整や地域の将来像を定めた計画（地域魅力発信プラン）の決定、行政に対して施策の提言等を行う役割を担っている。

地域協議会では、地域課題をはじめ、団体の情報共有や団体間の連携協力ができるよう協議が行われ、行政に対して地域施策の改善や要望等を意見書として提出されるなど、団体自治への参画も進んでいる。

地域によっては、一部の地域協議会委員で構成する専門委員会を設置し、特定の分野について、集中的に議論しているほか、地域魅力発信プランを適宜見直し、まちづくりの取組を推進している地域もある。

また、地域まちづくり推進委員会の活動を理解し、地域の実態に即した協議や活動への協力が行われている一方で、地域コミュニティ活動交付金事業の計画や実績報告の承認にとどまっている面もある。

また、人材の固定化や高齢化が課題となっているほか、地域によっては、地域協議会の委員と地域まちづくり推進委員会の構成員、その他の地域団体の役員などを重複して担っている人もおり、住民の負担に偏りがみられている。

今後、更なる人材不足が予想される中で、地域協議会と地域まちづくり推進委員会の2つの住民組織の二重化・重層化は、地域や特定の人材に負担となることが懸念される。また、地域まちづくりの組織が分かりにくいといった意見もある。

加えて、地方自治法に基づく地域自治区制度においては、「地域協議会委員は当該地域に住所を有する者」という要件があり、地域に必要な人材について住所を有しないことを理由に選任できないケースもみられている。

「地方自治法 第四節 地域自治区」を一部抜粋

(地域協議会の設置及び構成員)

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならぬ。

## ② 地域まちづくり推進委員会

地域まちづくり推進委員会では、多様化する住民ニーズや地域課題の解決に向け、自治会等の地縁団体をはじめとした各種団体と連携しながら、様々な事業を実施されており、地域の実情に沿ったまちづくりが進展してきた。

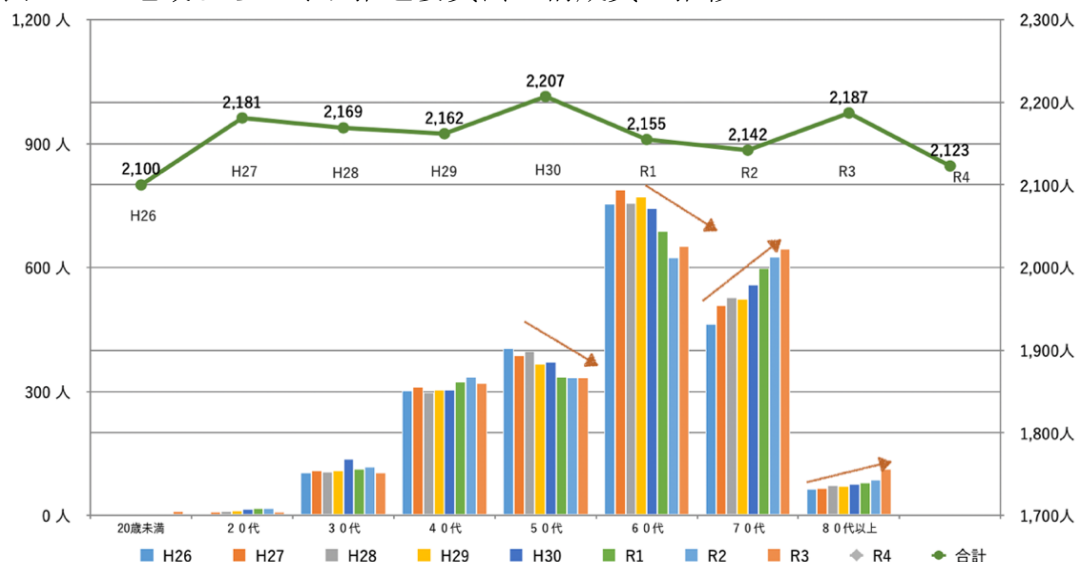
近年では、27の地域まちづくり推進委員会で、400以上の事業が実施されている（令和元年431事業、令和2年度414事業、令和3年度433事業、令和4年度431事業）。新型コロナウイルス感染症の影響で、一時は減少したものの、令和3年度以降は、開催方法や内容等を工夫し、感染防止対策に留意しながら事業を実施することにより、事業実施数は回復しつつある。また、既存事業を見直し、新規事業を立ち上げた地域もある。

さらに、地域まちづくり推進委員会の中には、イベントや広報活動において、自治会や事業者等から協力金を得たり、地域の特産品を販売するなどして、自主財源の確保や地域資源の開発に取り組んでいる地域もある。

地域まちづくり推進委員会の活動者の数は、約2,000人強と、これまで、ほぼ横ばいで推移している（図表13）が、担い手の固定化や高齢化による人材不足が課題となっており、人材不足から、新たな取組を計画・実施することが難しい地域も出てきている。

また、地域からは役員等への手当の支給や事務局職員の処遇改善を求める声があるほか、事務局職員の確保に苦慮している地域や部会員の担い手不足等から事務局の負担が増加している地域もある。

図表13：地域まちづくり推進委員会の構成員の推移





### ③ 行政（地域自治区事務所と公立公民館等）

地域自治区事務所は、証明窓口や行政の各部局が実施する地域施策に係る申請受付などの業務を所掌するとともに、地域協議会や地域まちづくり推進委員会をはじめとする地域内の様々な団体をサポートする機能を担っている。

また、地域自治区事務所では、地域施策の情報提供をはじめ、地域との関係性を構築し、住民の日常生活の困りごとの相談を受けるなど、各部局と連携を取りながら対応している。

一方で、行政の各部局が直接、地域と関わることにより地域力の分散や特定の人材への負担の集中のほか、各部局が有する地域課題や情報のほか、地域施策の展開などの地域協議会への情報提供不足により、地域協議会を意見調整の場として活用できていない面もある。

地域自治区事務所に属している公立公民館等は、生涯学習に加え、地域住民の交流やまちづくり活動の拠点として位置付けられており、地域での学習の成果を地域活動につなげるという役割を担っている。

行政では、使用基準を改正し、少人数での利用を可能にし、利便性を高めるとともに、公立公民館等を利用する登録団体が地域活動に関わるきっかけをつくるなど、仕組みを見直している。

### ④ その他

現在の地域自治区の区域の設定は、これまでの合併（昭和や平成の合併）や生活圏域などを考慮して定められたものであるが、一部の地域では地域自治区の区域と学校区や地域活動団体等の区域が一致しておらず、地域活動の支障となっているところがある（図表14）。

また、行政主催の会議出席など、行政が地域に依頼する協力業務が地域の負担となっているとの声も聞かれる。

その他に、地域まちづくり推進委員会が実施している事業を地域協議会が評価しているが、さらに、学識経験者や地域活動の実践者等で構成される地域コミュニティ活動交付金評価委員会が、毎年度、外部評価を行っており、二重の評価が行われていることから、地域にとっては評価への対応が、負担となっているという声も聞かれる。

図表 1 4 : 地域自治区の区域と関係団体等の活動区域 (地域コミュニティ課調べ)

| No. | 地域自治区 | 地区公民館等          | 中学校 | 民生委員・<br>児童委員協議会 | 地域包括<br>支援センター | 地域まちづくり<br>推進委員会 | 自治会連合会 | 地区社協 | 地区体育会 | 花のまちづくり<br>協議会 | 地域自治区 |
|-----|-------|-----------------|-----|------------------|----------------|------------------|--------|------|-------|----------------|-------|
| 1   | 中央西   | 宮崎西地区交流センター     | 宮崎西 | 中央西              | 中央西            | 中央西              | 中央西    | 中央西  | 中央西   | 中央西            | 中央西   |
| 2   | 小戸    |                 | 小戸  | 小戸・橘             | 小戸             | 小戸               | 小戸     | 小戸   | 小戸    | 小戸             |       |
| 3   | 中央東   | 宮崎東地区交流センター     | 宮崎東 | 中央東              | 中央東・楳北         | 中央東              | 中央東    | 中央東  | 中央    | 中央東            | 中央東   |
| 4   | 楳     | 宮崎地区交流センター      | 宮崎  | 橘                |                | 楳                | 楳      | 楳    | 潮見    | 楳              | 楳     |
|     |       | 楳公民館            | 楳   | 楳北               |                |                  |        |      | 楳南    |                |       |
| 5   | 大宮    | 大宮公民館           | 大宮  | 大宮               | 大宮             | 大宮               | 大宮     | 大宮   | 大宮    | 大宮             | 大宮    |
| 6   | 東大宮   | 東大宮地区コミュニティセンター | 東大宮 | 東大宮              | 東大宮            | 東大宮              |        | 東大宮  | 東大宮   |                | 東大宮   |
| 7   | 住吉    | 住吉公民館           | 住吉  | 住吉               | 住吉             | 住吉               | 住吉     | 住吉   | 住吉    | 住吉             | 住吉    |
| 8   | 佐土原   | 佐土原地区交流センター     | 佐土原 | 佐土原那珂            | 佐土原            | 佐土原小             | 佐土原    | －    | 佐土原   | 佐土原            | 佐土原   |
|     |       | 広瀬地区交流センター      | 広瀬  | 広瀬小              |                |                  |        |      |       |                |       |
|     |       | 佐土原交流プラザ        | 久峰  | 久峰               |                | 広瀬北小             |        |      |       |                |       |
|     |       |                 |     |                  |                | 広瀬西小             |        |      |       |                |       |
| 9   | 北     | 西部地区農村環境改善センター  | 宮崎北 | 北                | 北              | 北                | 北      | 瓜生野  | 北     | 北              |       |
| 10  | 高岡    | 高岡地区農村環境改善センター  | 高岡  | 高岡               | 高岡             | 高岡               | －      | 高岡   |       |                | 倉岡    |
| 11  | 生目    | 生目地区交流センター      | 生目  | 生目               | 生目・小松台         | 生目               | 生目     | 生目   | 生目    | 生目             | 生目    |
| 12  | 小松台   |                 | 小松台 | 小松台              | 小松台            | 小松台              | 小松台    | 小松台  | 小松台   | 小松台            | 小松台   |
| 13  | 大塚台   | 生目南公民館          | 生目南 | 大塚台              | 大塚台・生目台        | 大塚台              | 大塚台    | 大塚台  |       | 大塚台            | 大塚台   |
| 14  | 生目台   | 生目台地区交流センター     | 生目台 | 生目台              |                | 生目台              | 生目台    | 生目台  | 生目台   | 生目台            | 生目台   |
| 15  | 大塚    | 大塚公民館           | 大塚  | 大塚               | 大塚             | 大塚               | 大塚     | 大塚   | 大塚    | 大塚             | 大塚    |
| 16  | 大淀    | 大淀公民館           | 大淀  | 大淀               | 大淀             | 大淀               | 大淀     | 大淀   | 大淀    | 大淀             | 大淀    |
| 17  | 赤江    | 赤江公民館           | 赤江  | 赤江               | 赤江             | 赤江               | 赤江     | 赤江   | 赤江    | 赤江・本郷          | 赤江    |
|     |       | 赤江東地区交流センター     | 赤江東 | 赤江東              |                | 赤江東              | 赤江東    |      |       |                |       |
| 18  | 本郷    | 本郷公民館           | 本郷  | 本郷               | 本郷             | 本郷               | 本郷     | 本郷   | 本郷    |                | 本郷    |
| 19  | 木花    | 木花公民館           | 木花  | 木花               | 木花・青島          | 木花               | 木花     | 木花   | 木花    | 木花             | 木花    |
| 20  | 青島    | 青島地区交流センター      | 青島  | 青島               |                | 青島               | 青島     | 青島   | 青島    | 青島             | 青島    |
| 21  | 田野    | 田野公民館           | 田野  | 田野               | 田野             | 田野               | 田野     | －    | 田野    | 田野             | 田野    |
| 22  | 清武    | 清武地区交流センター      | 清武  | 清武               | 清武             | 清武               | 清武     | －    | 清武    | 清武             | 清武    |
|     |       | 加納地区交流センター      | 加納  | 加納               |                | 加納               |        |      |       |                |       |

※活動区域は、明確に線引きできないところもあるため、大まかに整理したものである。

図表 1 5 : 地域まちづくりにおけるこれまでの成果（現状）と検討を要する事項（課題）

|                             | これまでの成果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 今後の地域まちづくりに向けて検討を要する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域協議会                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>地域の代表性</b><br/>地域団体の代表で構成されているため、地域課題をはじめ団体の情報共有、団体間の連携・協力体制が構築できている。</li> <li>・<b>地域の連携強化</b><br/>地域の各種団体にアンケートを実施するなどして、地域の実態を把握し、団体間の調整をはじめ、課題解決に向けて協議されている地域もある。また、専門委員会を設置し、議論を深めている地域もある。</li> <li>・<b>団体自治への参画（地域施策に対する意見具申）</b><br/>市に地域施策の提言や改善など、多くの地域で意見書が提出されており、団体自治への参画が進んでいる。</li> <li>・<b>地域まちづくりの取組の推進</b><br/>地域の将来像と基本目標を定めた計画（地域魅力発信プラン）を適宜見直し、まちづくりの取組を推進している地域もある。<br/>地域まちづくり推進委員会の取組について、計画や実績を協議し、意見を述べ、活発な協議が行われている地域もある。</li> <li>・<b>地域協議会委員の住所要件</b><br/>地方自治法の規定により、委員の住所要件があることで、より身近な人の集まりで、協議することができている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>会議の形骸化・地域協議会の役割の認識不足</b><br/>地域コミュニティ活動交付金事業の計画や実績報告の承認にとどまっている地域もあるほか、地域協議会の役割について、委員の認識に偏りがある地域もある。</li> <li>・<b>住民組織の二重化・重層化、地域協議会委員等の高齢化・固定化（長期化）</b><br/>地域協議会の委員と地域まちづくり推進委員会の構成員、その他の団体委員と重複しており、住民の負担に偏りがある。また、委員等の高齢化・固定化等がみられるところもある。</li> <li>・<b>諮問機関としての有効性</b><br/>市の施策等を諮問するケースが少なく、機能が生かされていない面もある。</li> <li>・<b>地域協議会委員の住所要件等</b><br/>地方自治法の規定で、委員には住所要件があるため、地域内外を問わず、地域に必要な方を選任できないことがある。また、地域団体の代表者や役員は、男性が多いことから女性の委員を選任することが難しい地域がある。</li> </ul>                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>活動等の区域</b><br/>地域自治区の区割りが、地域団体等の活動区域や学校区等と一致しないため、各種団体等が連携しにくいところがある。</li> </ul>                                                         |
| 地域まちづくり推進委員会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>住民主体のまちづくりの推進</b><br/>地域住民の方が主体となって活動されることで、地域資源を活用するとともに、地域の実情に沿ったまちづくりが進展している。</li> <li>・<b>ネットワーク組織としての補完性</b><br/>地域協議会の承認を受けた公益性の高い団体として、個々の団体等では対応が困難な事業に、主体的に、あるいは、連携して取り組まれている。</li> <li>・<b>課題解決型の取組の推進と基盤強化に向けた運営意識の醸成</b><br/>地域福祉や環境など、地域課題の解決に向けた取組が増えてきている。公立公民館等と自らの事業との関係性に目を向け、公立公民館等の管理運営に関心を示す地域もある。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>地域団体の組織力の低下</b><br/>人口減少や高齢化に伴い、活動者が固定化し、担い手の確保に苦慮している。現役世代がまちづくりに関わる“しかけ”（仕組みやきっかけ）が重要である。</li> <li>・<b>多様化する住民ニーズや地域課題への対応</b><br/>課題認識はあるものの、事業の見直しが難しい地域もある。また、人材の固定化・高齢化等の理由により、事業を廃止せざるを得ない状況が生じている。そのような中で、新たな取組を実施することが難しくなっている面もある。</li> <li>・<b>人材の発掘・育成</b><br/>地域課題の解決に向けた取組には、専門性が求められるものが出てきており、新たな視点を持って持続可能なまちづくりを推進するためには、人材の発掘・育成が重要である。</li> <li>・<b>機動的・臨機的な取組への対応</b><br/>事業計画や実績報告、計画の変更には、地域協議会の承認が必要となっており、機動的・臨機的な対応が難しい。</li> <li>・<b>役員や事務局員の処遇、雇用の確保</b><br/>役員等に手当（会長手当等）や事務局職員の賃金等の処遇に改善を求める声があるほか、事務局職員の確保に苦慮している（事務局員の固定化）地域もある。また、担い手不足等から事務局職員の負担も増加している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地域と行政の役割分担</b><br/>両者が担う事業領域に曖昧な部分がある。<br/>行政が地域に依頼する事業（事務）も多く、地域の負担となっている。<br/>また、地域自治区事務局と地域まちづくり推進委員会の事務局体制のあり方を整理する必要がある。</li> </ul> |
| 地域自治区事務局等<br>公立公民館等<br>（行政） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>住民に最も身近な行政機関としての地域活動等の支援</b><br/>地域住民の意見調整や地域の各種団体との連絡調整、運営に関する協議等に応じ、取組を支援している。</li> <li>・<b>出先機関としての行政サービスの提供</b><br/>地域施策に係る地域への情報提供をはじめ、住民の日常生活の困り事などの相談を受けやすく、地域と本庁のつなぎ役となっている。</li> <li>・<b>生涯学習と地域活動、防災の拠点</b><br/>公立公民館等は、生涯学習だけでなく、地域住民の交流、まちづくり、災害時の避難所として、重要な拠点となっている。</li> <li>・<b>公立公民館等の一体的な運営</b><br/>館長の専決権や使用基準等の見直しにより、地域での学習の成果を地域活動につなげていくという認識が上がってきている。</li> </ul>                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>行政の地域への関わり方による住民負担の増加</b><br/>各部署が直接、地域と関わることで、地域力を分散させたり、特定の人材に負担が集中したりしている。（地域自治区事務局が情報を把握していないケースもある。）</li> <li>・<b>地域協議会事務局としての機能</b><br/>各部署が有する地域課題や情報のほか、地域施策の展開など、地域協議会への情報提供不足により、政策決定や意見調整の場として機能していない地域もある。</li> <li>・<b>分掌事務と事務権限のあり方</b><br/>地域から相談・要望や提言等があっても、地域自治区事務局では、本庁につなぐことしかできない。また、災害時に迅速な判断が求められる場合、地域事務局では対応に苦慮している。</li> <li>・<b>地域まちづくりと公立公民館等の連携強化</b><br/>公立公民館等の機能（つどう・まなぶ・むすぶ）が地域まちづくりに十分に生かされていないため、連携した取組を促進する必要がある。住民主体のまちづくりを推進するためには、職員のスキルアップが必要である。</li> <li>・<b>補完性の原理と行政事務の整理</b><br/>デジタル化時代を受け、地域のことは地域で完結できるよう、市民サービスを含め、整理が必要である。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>二重の評価と事務負担</b><br/>地域まちづくり推進委員会が実施している事業を地域協議会が評価するとともに、地域コミュニティ活動交付金評価委員会が外部からの視点で評価を行っており、評価にあたって、負担は大きい。</li> </ul>                   |



### 3 検討を要する事項（課題）に対する取組（施策）の方向性

#### (1) 地域自治区制度導入自治体

地域まちづくりのあり方検討にあたって、地方自治法に基づく地域自治区制度を導入している自治体の状況を確認したところ、導入している自治体の割合は全市町村の0.8%（13市町/1,718市町村）で、中核市では豊田市と宮崎市の2市であった。

図表16：地域自治区制度の導入状況（令和4年4月1日現在）

| N O | 都道府県・自治体名 | 合併期日      | 制度設置日    | 地域自治区数 | 現況       | 廃止理由                                                       |
|-----|-----------|-----------|----------|--------|----------|------------------------------------------------------------|
| 1   | 北海道 せたな町  | H17.9.1   | H22.4.1  | 3      | ○        |                                                            |
| 2   | 北海道 むかわ町  | H18.3.27  | H18.3.27 | 2      | ○        |                                                            |
| 3   | 岩手県 宮古市   | H17.6.6   | H17.9.1  | 4      | ○        |                                                            |
| 4   | 岩手県 花巻市   | H18.1.1   | H18.1.1  | 3      | ○        |                                                            |
| 5   | 秋田県 横手市   | H17.10.1  | H17.10.1 | 8      | H22.3 廃止 | 設置期間が満了したため。                                               |
| 6   | 秋田県 由利本荘市 | H17.3.22  | H17.3.22 | 8      | H25.6 廃止 | 地域協議会が市の諮問に対して答申するだけの組織であったことから、制度を見直し、新たな住民自治の仕組みを構築するため。 |
| 7   | 秋田県 大仙市   | H17.3.22  | H17.3.22 | 8      | ○        |                                                            |
| 8   | 福島県 南相馬市  | H18.1.1   | H18.1.1  | 3      | ○        |                                                            |
| 9   | 福島県 南会津町  | H18.3.20  | H18.3.20 | 4      | ○        |                                                            |
| 10  | 千葉県 香取市   | H18.3.27  | H18.3.27 | 4      | H23.3 廃止 | 合併後、一定期間が経過したため見直しを図るとともに、新たな制度を構築し、機能充実を図るため。             |
| 11  | 新潟県 上越市   | H17.1.1   | H17.1.1  | 28     | ○        |                                                            |
| 12  | 山梨県 甲州市   | H17.11.1  | H17.11.1 | 3      | H20.3 廃止 | 地域協議会が市への意見陳述や会議のあり方の議論にとどまり、住民自治の機能を高めることができなかったため。       |
| 13  | 長野県 飯田市   | H17.10.1  | H17.10.1 | 20     | ○        |                                                            |
| 14  | 長野県 伊那市   | H18.3.31  | H18.3.31 | 9      | ○        |                                                            |
| 15  | 岐阜県 恵那市   | H16.10.25 | H17.1.25 | 13     | H31.4 廃止 | 地域住民の負担を軽減するとともに、より地域力の向上と自主自立の地域運営ができるよう、新たな制度を構築するため。    |
| 16  | 静岡県 浜松市   | H17.7.1   | H17.7.1  | 12     | H24.3 廃止 | 合併時の未調整事務事業の調整が概ね終了したため。                                   |
| 17  | 愛知県 豊田市   | H17.4.1   | H17.4.1  | 12     | ○        |                                                            |
| 18  | 愛知県 新城市   | H17.10.1  | H25.4.1  | 10     | ○        |                                                            |
| 19  | 島根県 出雲市   | H17.3.22  | H17.4.1  | 7      | H29.3 廃止 | 合併後、10年が経過し、一定の役割を終えたため。                                   |
| 20  | 熊本県 玉名市   | H17.10.3  | H17.10.3 | 4      | H28.4 廃止 | 設置期間が満了したため。                                               |
| 21  | 宮崎県 美郷町   | H18.1.1   | H22.1.1  | 3      | H25.3 廃止 | 設置期間が満了したため。                                               |
| 22  | 宮崎県 宮崎市   | H18.1.1   | H18.1.1  | 22     | ○        |                                                            |

※中核市は、N017「豊田市」とN022「宮崎市」

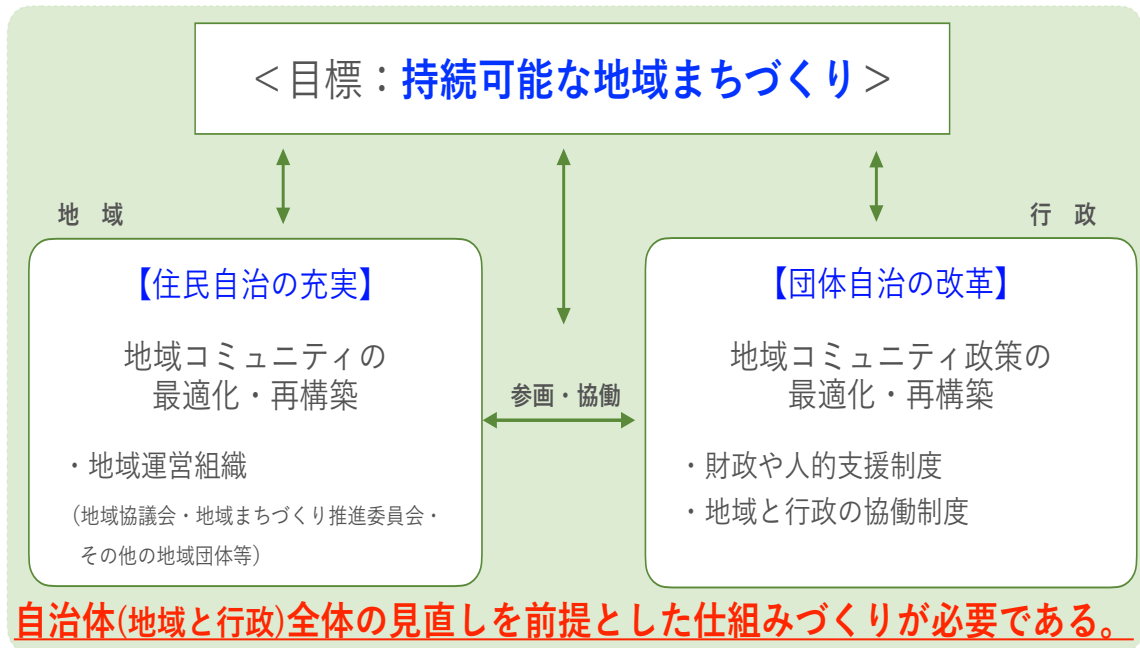
導入率→ 中核市（2市/62市）：3.2% 全市町村（13市町/1,718市町村）：0.8%

#### (2) 検討にあたっての前提の整理と基本的な考え方

宮崎市では、地域自治区制度を導入し、全地域に協議機能を担う地域協議会と、その事務局として地域自治区事務所を設置するとともに、宮崎市独自の仕組みとして、実践機能を担う地域まちづくり推進委員会が組織されており、住民主体のまちづくりが進んだ一方で、課題も見られることから、本検討会では「持続可能な地域まちづくりを推進するためには今後どのように対応すべきか（仕組みの最適化・再構築）」を総論として検討を行った。

検討における前提の整理として、持続可能な地域まちづくりに向け、地域と行政とが参画・協働しながら事業を展開していくことが重要になることや目指すべき地域の姿や活動の方向性として、地域の活性化だけでなく、人口減少が進むことを見越して、体制や活動の見直しを考えなくてはならない段階が迫ってきており、自治体（地域と行政）全体での見直しが必要になると考えられる（図表17）。

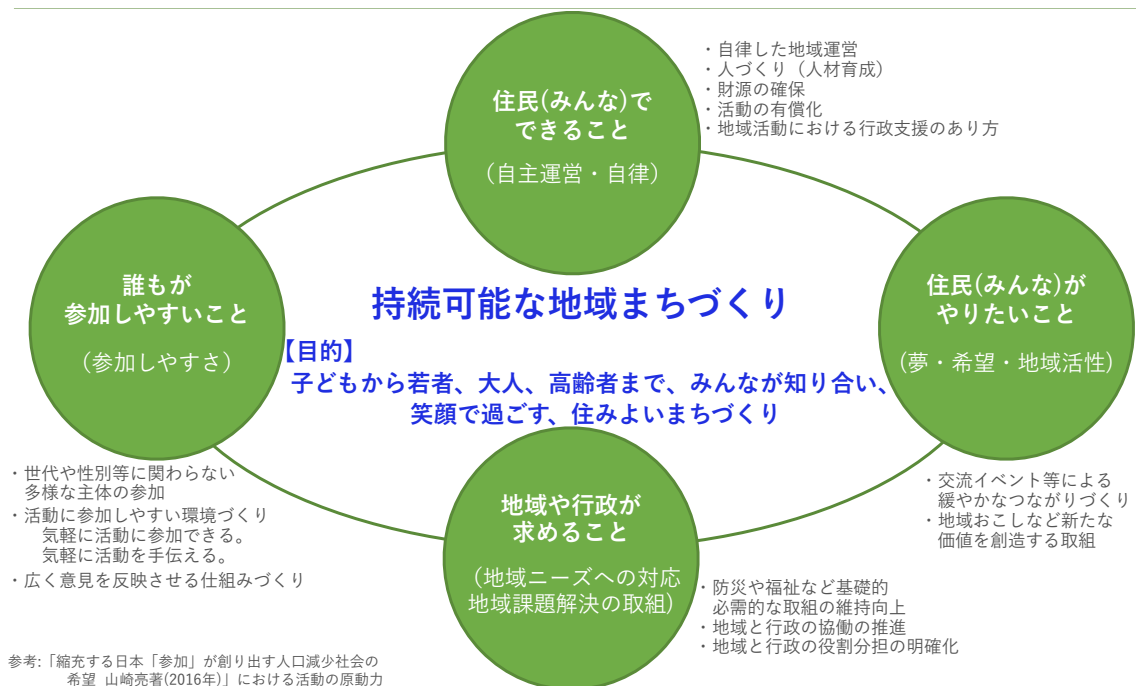
図表 1 7：地域まちづくりのあり方検討における前提の整理



参考：「地域自治のしくみづくり実践ハンドブック 中川幾郎 編著（2022年）」をもとに宮崎市において一部加筆・作成

検討会では、(3)「地域まちづくりの成果（現状）と検討を要する事項（課題）」を踏まえ、「持続可能な地域まちづくり」という目標に向けて、次の4つの基本的な考え方を基礎に検討した（図表 1 8）。

図表 1 8：地域まちづくりの再構築に向けた基本的な考え方



### (3) 取組（施策）の方向性

今後の取組（施策）の方向性（全体の概要）を下記の通りまとめたところであるが、大筋で、この方向性で進めてよいのではないかという意見が多数を占めた。ただし、一部には、現行の地域自治区制度を維持してよいのではないかという意見もあった。

図表 1 9：地域まちづくりにおける課題と課題等の解決に向けた取組の方向性







## ① 宮崎市独自の地域まちづくり制度への見直し

宮崎市では、地方自治法に基づく地域自治区制度を地域コミュニティ政策の基盤とし、協議機能を担う「地域協議会」と実践機能を担う「地域まちづくり推進委員会」を地域の要として、住民主体のまちづくりを推進してきた。

地域では、地域協議会の委員と地域まちづくり推進委員会の構成員を兼ねることで、協議と実践の両面から地域活動を推進している地域がある一方で、委員と構成員の重複を避け、協議と実践のそれぞれの立場から地域活動の取組を確認（以下「チェック機能」という。）し、活動を推進している地域がある。

協議機能と実践機能の役割を持つ組織を分けること（現在の地域協議会と地域まちづくり推進委員会の関係）により、「チェック機能」を有効に働かせ、地域のまちづくりを進めることは重要なことである。ただ一方で、地域の人材が不足する中で、地域協議会や地域まちづくり推進委員会等の地域組織を一体的に運営することや地域コミュニティ活動交付金事業等に係る事務手続きの簡素化などによる事務局員や委員個人の負担を軽減する仕組みづくりも必要な視点である。

また、地域協議会では、地域包括支援センターや PTA 等の団体から委員が選出されているケースがあるが、所属する人材が地域に住所を有しないため、必要な人材を委員として選任することができないといった支障をきたしている地域もある。

これらを踏まえると、地方自治法に基づく地域自治区制度によるまちづくりを見直し、宮崎市独自の条例を制定のうえ、地域を運営する組織（協議組織や実践組織）の体制、役割、機能等を定め、地域のまちづくりを推進していく方法が、宮崎市における今後の地域まちづくりにおいて一つの方策であると考えられる。

その上で、地域を運営する組織のあり方としては、協議組織と実践組織を分離して運営する方法（以下「分離型」という（図表 20）。）と、一体的に運営する方法（以下「一体型」という（図表 21）。）があると考えられるが、地域の歴史やこれまでのまちづくりの取組など実情が異なるため、宮崎市においては、細かく規定するのではなく、大枠の制度のみを設定し、地域ごとに運営体制等を決定できるような仕組みづくりが必要であると考えられる。

なお、どのような組織体制であっても、地域を民主的に運営していくためには、地域住民における協議機能が重要であるとともに、地域が行政の地域施策に対し提言等を行えるようにすることが必要であると考ええる。

また、仕組みを見直す場合、地域住民が自ら組織体制等について、協議を行い、決定したというプロセスが大事になることから、地域が十分に検討できるよう、行政のサポートも重要になる。

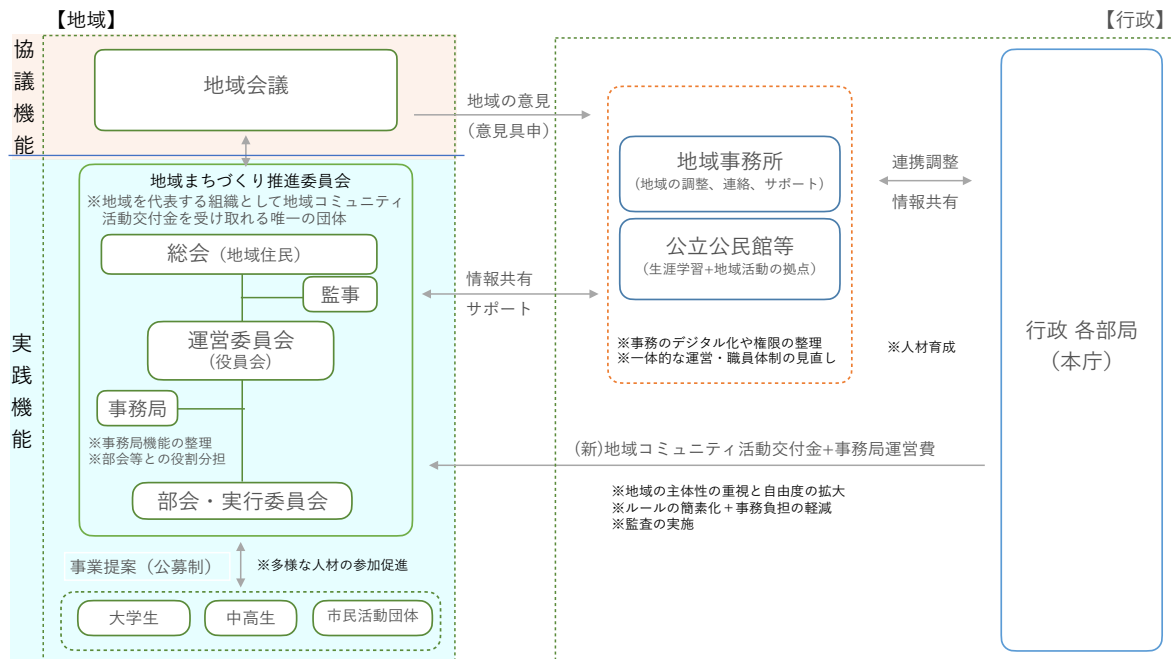
検討会では、地方自治法に基づく地域自治区制度を見直す場合、地域協議会は行政の附属機関でなくなるため、これまで地域自治区事務所が担っていた地域協議会の事務局機能を地域で担うことも想定されることから、地域にとって新たな負担となるのではないかとといった意見や地域と行政の関係性が希薄に

なるのではないかといった意見があった。一方で、地域協議会は行政の附属機関でなくなるため、地域が自らの意志で自立的に活動（運営）できるようになるといった意見もあった。

地域と行政の協働の仕組みのあり方の一例

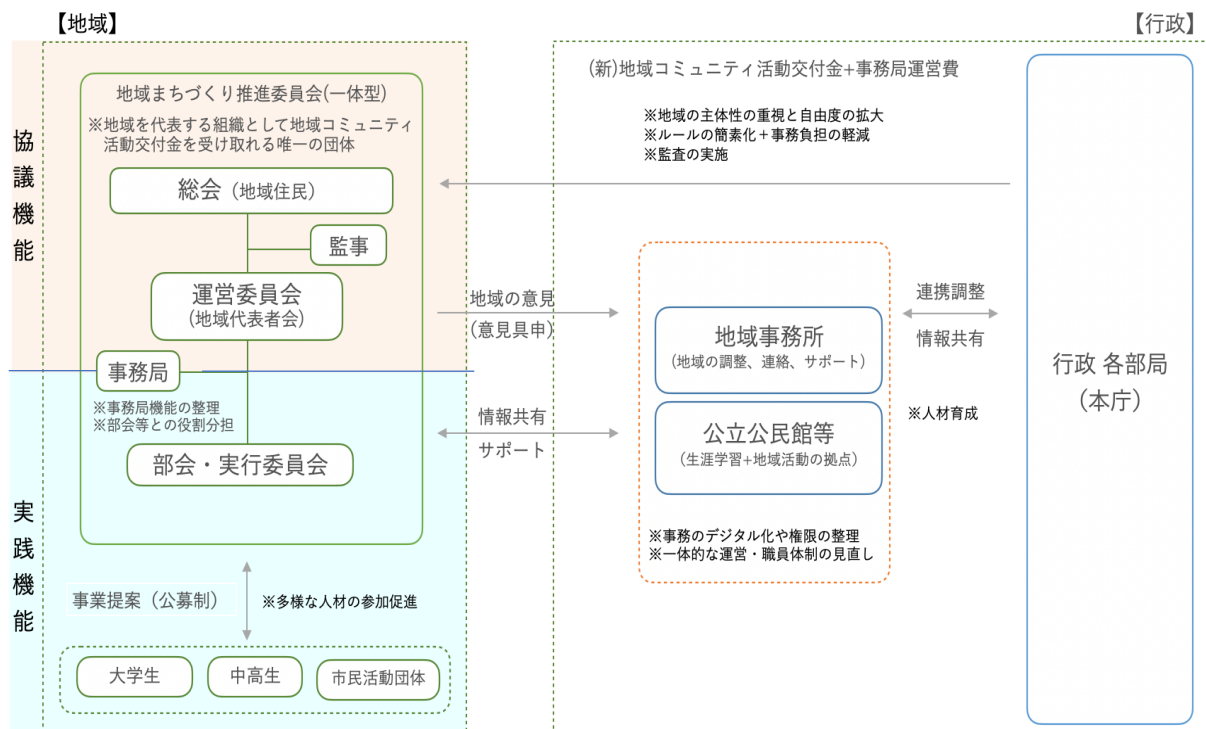
### 【地域運営組織の協議機能と実践機能の分離型】（図表 2 0）

これまでの仕組みと同じように、協議機能と実践機能を分離し、地域まちづくりに対応していくパターン



### 【地域運営組織の協議機能と実践機能の一体型】（図表 2 1）

実践組織である地域まちづくり推進委員会に協議機能を内包し、地域まちづくりに対応していくパターン



## ② 地域まちづくりの人材発掘・育成

地域協議会と地域まちづくり推進委員会を対象とした意識調査の結果にもあるように、地域では、「活動する人材の固定化・高齢化」「活動する人材の不足」が課題となっている。その中で、これまで、地域まちづくり推進委員会では、担い手を確保するため、既存の事業や各種団体が行う取組を合同で実施するなど、工夫しながら活動を進められている。

また、多くの地域まちづくり推進委員会では、「学校（PTAを含む）との連携事業」に取り組まれているが、子どもを対象とした活動は、地域への愛着が生まれ、将来世代のまちづくりの担い手の育成、まちづくりの進展に寄与するものと考えられることから、学校との連携は今後も重要となる。

さらに、担い手不足に対応するためには、退職後に地域で過ごす時間が長くなる高齢者の活躍が期待されるほか、人材の定着や取組の質を向上させるためには、活動の有償化することについても検討が必要である。一方で、無償であることにこそ、ボランティア活動の醍醐味・やりがいがあることや、有償化することで、かえって心理的負担が増えることにも留意する必要がある。

地域まちづくり推進委員会への意識調査の結果にもあるように、若い人材の意見の反映が課題の一つとなっているが、他の自治体では、役員等の定年制を設け、地域まちづくりの人材を発掘・育成する仕組みを構築しているところがある。人材を継続的に育成する仕組みについても検討が必要であると考ええる。

地域まちづくりには、行政の各部局をはじめ、地域各種団体の連携、取組に必要な情報提供、アドバイス、専門家や事業者とのマッチング、コーディネート等を行う中間支援が大事になる。そのため、行政は、中間支援機能を有する市民活動センター等と連携し、活動に関する相談や情報提供、各種団体との交流や情報交換の場の提供等に取り組んでいただきたい。

また、中間支援機能を有する組織として、地域まちづくり推進委員会が、地域をコーディネートする役割を担うことも考えられる。

## ③ 地域コミュニティ活動交付金等の地域団体への財政支援

地域まちづくり推進委員会は、地域において、主体的にあるいは地域の各種団体等と連携して取り組むネットワーク組織として、地域コミュニティ活動交付金を受け取ることができる地域協議会が認めた唯一の団体である。

地域まちづくり推進委員会の事務局では、組織や事業運営に係る庶務のほか、事業の企画や運営に携わっているところも多く、コロナ禍においては、事業を見直す機会が増えたこともあり、計画の変更等への柔軟な対応や申請等の手続きに関する事務の簡素化を求める意見もある。

地域の多様性を踏まえ、地域のまちづくりにおける選択の幅を広げる観点からも、地域コミュニティ活動交付金の使途については柔軟性をもたせ、地域の実情に合った形で、申請手続き等が行えるよう、行政には、次の考え方を基本に整理していただきたい。

## ア 地域コミュニティ活動交付金の使途の緩和等

地域まちづくり推進委員会の活動の維持や発展はもとより、住民ニーズや地域課題に対し、機動的かつ柔軟な対応ができるよう、他自治体の事例等を参考にするなどして、使途の緩和のほか、事務手続きや申請様式の簡素化をお願いしたい。

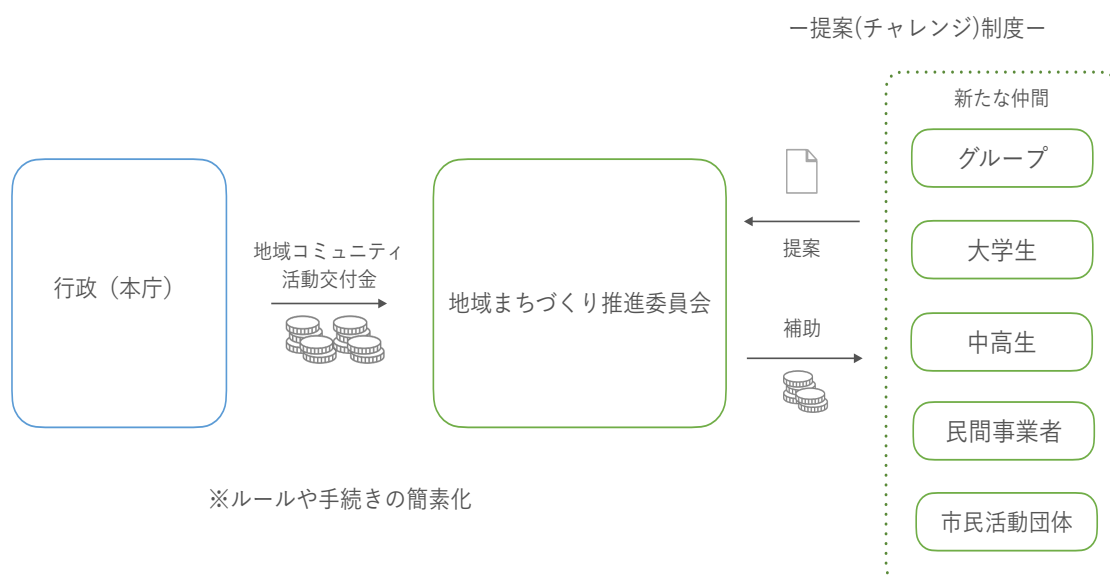
使途の緩和等を行う一方で、地域コミュニティ活動交付金の原資は税金であるため、定期的に行政が監査を行うなどして、透明性や実効性を確保していただきたい。

## イ 地域コミュニティ活動交付金の効果的な活用

持続可能な地域まちづくりを推進し、地域の様々なニーズに対応していくためには、子育て世代や女性などの多様な主体の参画が不可欠となる。そこで、活動意欲のある新たな個人やグループ等のまちづくりへの挑戦や参画を促すため、地域まちづくり推進委員会が事業提案制度（公募性）（図表２２）を導入できるようにするなど、効果的な活用についても検討いただきたい。

図表２２：事業提案制度のイメージ

< 検討会の意見を踏まえた地域コミュニティ活動交付金の仕組みの例（案） >



## ウ 地域コミュニティ活動交付金の繰越額と未交付額への対応

地域コミュニティ活動交付金の繰越額は、これまでも経常的に発生しているが、新型コロナウイルス感染症による事業中止等の影響により、近年、その額は増加している。また、地域によっては、配分額を満額申請せず、未交付額も毎年度、発生していることから、これらの財源を有効に活用する方法についても検討いただきたい。

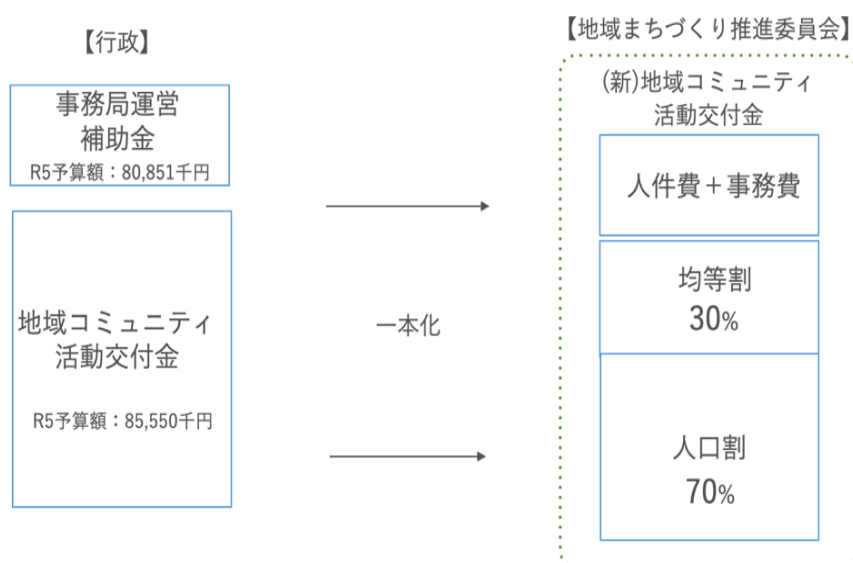
## エ 地域コミュニティ活動交付金と地域まちづくり推進委員会事務局運営費補助金の一本化

10年20年先を見据えた場合、活動者の減少による事務負担の増加への対応や事務の合理化・効率化は必須である。そこで、地域まちづくり推進委員会の事務負担の軽減と予算の有効活用という2つの観点から、地域コミュニティ活動交付金と地域まちづくり推進委員会事務局運営費補助金を一本化して交付する方法も有効な取組と考える。なお、その際には、人件費の上限額を設定するなどの工夫が必要である。(図表23)

なお、今後の課題として、地域まちづくり推進委員会や地域の各種団体が行う事業の実効性の向上や事務の合理化や効率化を図るため、各種地域団体に交付されている補助金を整理し、地域コミュニティ活動交付金と各種団体の補助金の一本化についても検討すべきとの意見があった。

図表23：地域コミュニティ活動交付金等の整理

<第6回検討会の意見を踏まえた地域コミュニティ活動交付金配分額等の例(案)>



## オ 地域まちづくり推進委員会事務局職員の処遇改善等

地域からは、役員等への手当の支給や事務局職員の処遇改善を求める声があるほか、事務局職員の確保に苦慮している地域や部会員の担い手不足等から事務局の負担が増加している地域もある。

行政においては、事務局と部会の役割等について整理し、地域へ情報提供したり、行政へ提出する事務手続きの簡素化を図るなど、負担軽減を図るなどの対応を検討していただきたい。

#### ④ 公立公民館等の指定管理者制度の導入と地域交流・活動拠点の確保

宮崎市では、生涯学習と地域活動の拠点として、公立公民館等を中学校区に一館を基準に設置している。

また、地域まちづくり推進委員会の中には、公立公民館等の事業と自らの活動の関係性に目を向け、公立公民館等の管理運営に関心を示す地域もあるため、行政においては、指定管理者制度の導入に向けて、地域と公立公民館等との接点の強化を図り、地域課題の解決や住民ニーズへの対応に協働で取り組んでいけるよう、地域まちづくり推進委員会を対象に「地域まちづくり協働事業」による支援が行われている。

それらの状況等を検証するとともに、地域の意向を確認しながら進める必要があるが、地域まちづくり推進委員会が公立公民館等の事業にかかわることになれば、地域活動の拠点としての機能が高まることが期待されるため、行政においては引き続き、指定管理者制度の導入に向けて検討いただきたい。

他方で、多様な主体が公立公民館等に訪れ、様々な人のつながりを作っていくためには、制度的に生み出されるフォーマルな場だけではなく、知り合いだけが集まるプライベートな場でもない、中間的な場が重要となる。それらを踏まえると、地域と民間、行政が連携し、民間の活力やアイデア等（公民連携）のもと、公立公民館等を運営していく方法もある。

行政では、橿公民館の建て替えを計画するにあたり、民間事業者等と対話形式でサウンディング型市場調査を実施している。今後も、民間事業者との連携も含めた検討も進めていただきたい。

#### ⑤ 地域自治区事務所のあり方

各地域自治区事務所では、地域自治区ごとに人口や規模が異なる中で、証明窓口や住民の身近な相談など、出先機関としての行政サービスの提供のほか、行政だけでは対応が難しい取組（地域まちづくり等）について、市の各部局や地域の各種団体を調整するなど、地域にとっても重要な役割を担っている。

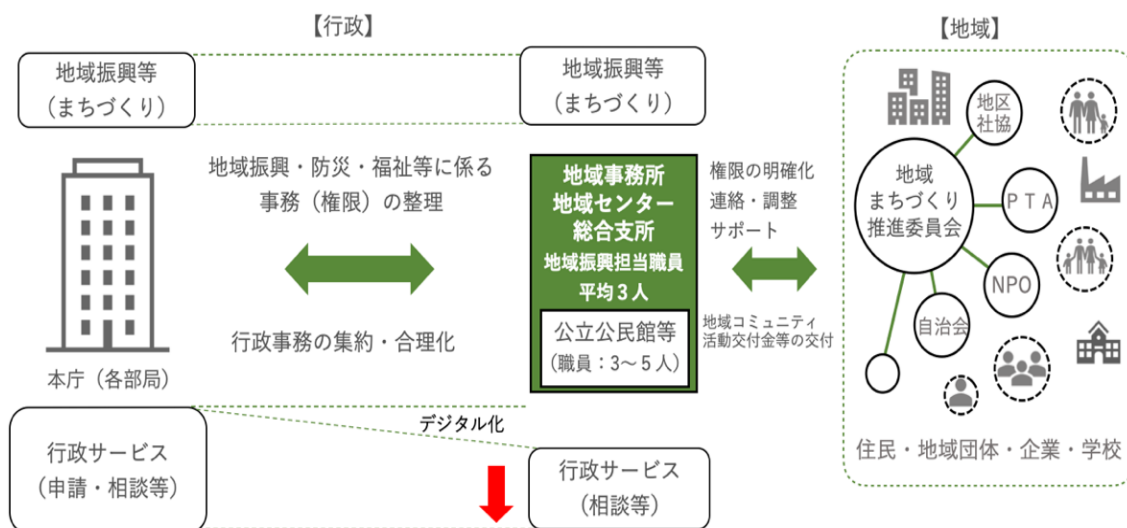
行政では、防災・防犯、環境、福祉、教育、健康、都市計画等の様々な分野で、地域と接点があるが、各部局が直接、地域とかかわることで、特定の人材に負担が集中したり、地域で類似事業が行われたりするなど、地域力を分散させている一面も見られる。

そのため、多様化する住民ニーズや地域課題に適切に対応できるよう、各部局が個別に地域に関わるのではなく、地域に最も身近な地域自治区事務所の機能を活用し、地域の実情に合わせながら各種事業を進めることが大事になる。地域の実情に沿って進めるためには、地域自治区事務所職員の経験やマネジメント力、コミュニケーション力等のノウハウやスキルが重要になることから、職員の人材育成に力を入れていただきたい。

行政の経営資源については限りがあるため、デジタル化等による事務の合

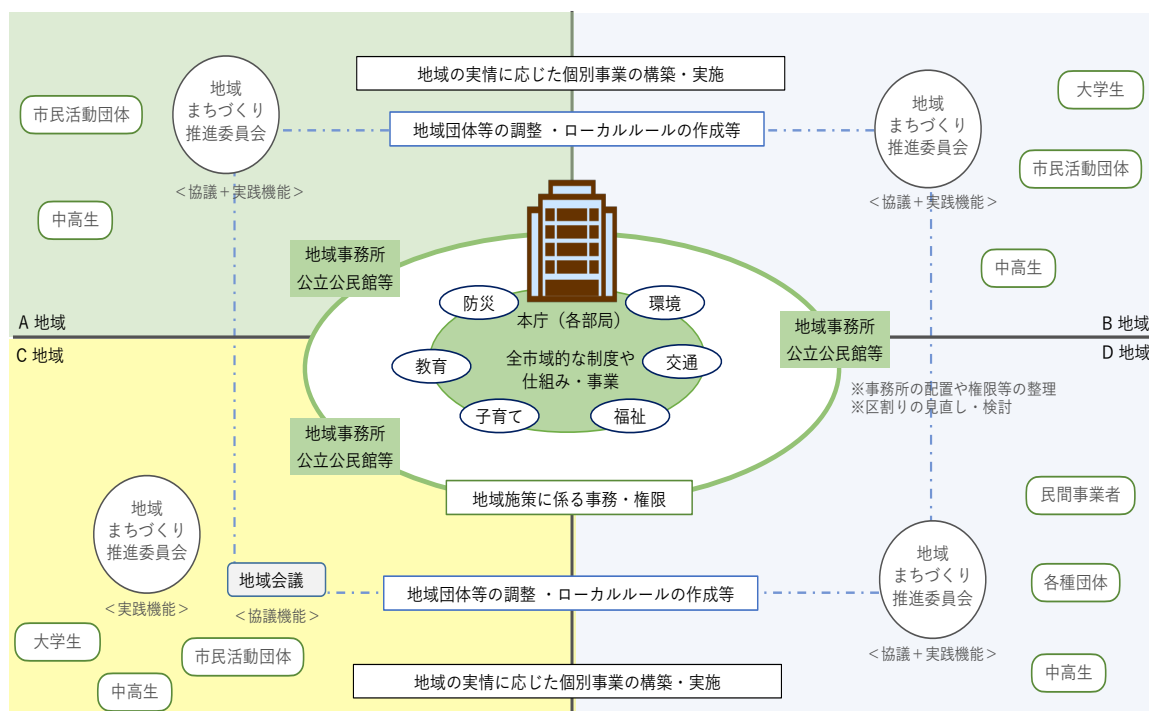
理化を進めるとともに、地域振興に係る事務や権限の見直し、公立公民館等との一体的な運営など、地域自治区事務所の役割や地域へのかかわり方を踏まえた検討が必要である（図表 2 4、図表 2 5）。

図表 2 4： 地域自治区事務所のあり方



※ 行政の経営資源には限りがあるため、地域施策に対応していくためには、事務 (権限) の整理を行うとともに 職員の配置や組織体制の再編等も必要になると考えられる。

図表 2 5： 地域と行政の関係性 (イメージ)





## ⑥ 地域と行政の役割の整理

人口減少や高齢化など社会環境が大きく変化する中で、地域コミュニティが果たす「互助」や「共助」といった協働の期待が高まっているが、一方で、地域においては、多様化する住民ニーズや地域課題、行政からの依頼事項への対応等から負担感が増している。

今後、人口減少や少子高齢化等に伴う担い手不足はさらに顕著になることが予想されるため、行政においては、事務手続き等のデジタル化への移行を進め、地域の事務負担を軽減するとともに、地域と行政が地域課題に対する取組を補完して対応していけるよう、行政の部局横断的な調整を図ったうえで、地域との対話を重視しながら、今後とも地域課題に対する取組を進めていただきたい。

その際、地域内における地域まちづくり推進委員会や地域団体等との取組や役割の整理も進めていく必要があると考える（図表26）。

そのうえで、地域まちづくり推進委員会の事務局が各種地域団体の事務局支援（有償）を行うことも考えられる。

図表26：地域（実践組織）と行政の役割分担の例示

|       | 地域（実践）組織                      |                              | 市（行政組織）                             |
|-------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|
|       | 単位自治会                         | 地域まちづくり推進委員会                 |                                     |
| 役割    | 基礎的な自治機能                      |                              | 団体自治機能                              |
|       | ・住民自治の基本単位<br>・地域の連帯感醸成       | ・地域団体間の連携<br>・広域的課題の解決       | ・地域コミュニティ活動<br>交付金等の財政支援<br>・各種地域施策 |
| 対応課題  | 地域住民が主体となって解決することが可能な基礎的な地域課題 |                              | 行政が対応すべき地域共通課題                      |
|       | 生活するうえでの身近な課題                 | 地域団体が連携して対応する課題              | 地域団体だけでは解決できない地域課題                  |
| 取組の例示 | 広報（広報紙・各種案内の配付）               | 市広報紙・行政文書の配付等                | 地域まちづくり推進委員会等が取り組む行事等の広報（自治会便、SNS等） |
|       | 地域団体委員選任（民生委員児童委員等）           | ●                            | ●                                   |
|       | 意見・要望の集約（道路等）                 | 日常生活圏における要望                  | ●                                   |
|       | 寄付・負担金の協力（赤い羽根等）              | ●                            | 協力依頼・とりまとめ                          |
|       | 行政会議への出席（コミュニティスクールなど）        | ●                            | ●                                   |
|       | 防災（避難行動要支援者名簿作成等）             | 名簿作成、被害状況の確認<br>防災訓練         | 保存食・資機材備蓄、防災訓練                      |
|       | 防犯（防犯灯・青パト・子ども見守り等）           | 防犯灯設置・維持、子ども見守り              | 青パト、子ども見守り                          |
|       | 環境活動（環境美化、植栽、リサイクル等）          | ゴミステーション設置・公園清掃等             | 地域自治区内の環境イベント等                      |
|       | 高齢者福祉                         | 高齢者の日常的な見守り                  | 高齢者サロンの開催                           |
|       | 子育て支援                         | 子ども会活動との連携                   | 子育てサロン、地域食堂                         |
|       | 地域教育（小中学校との連携含む）              |                              | 各種研修、寺子屋など                          |
|       | 歴史・伝統文化（祭り）                   | ●                            | 各種イベント等                             |
|       | 親睦・レクリエーション                   | ●                            | ●                                   |
| 区域    | 日常生活圏                         | 地域自治区<br>(地域まちづくり推進委員会の活動区域) | 市内全域                                |

## ⑦ 地域や行政による評価方法の見直し

地域コミュニティ活動交付金事業は、地域協議会による評価と地域コミュニティ活動交付金評価委員会の評価を実施しているが、行政においては、地域における評価を重視するとともに、評価方法の見直しを検討いただきたい。



#### ⑧ 地域まちづくりの区域

現在の地域自治区の区域は、これまでの合併や生活圏域を基に設定されているが、人口規模の大きな地域などでは地域内で顔が見える関係を構築することが難しいという声もある。また、地域自治区は、学校区や地域団体等の活動区域と整合していない（P 1 8 図表 1 4 参照）ところもあるため、地域団体等との調整をはじめ、まちづくりの活動に際し、支障が生じている地域もある。

今後の人口や社会構造の変化等を踏まえると、区域の分割や統合が必要な地域も出てくることが想定される。行政においては、学校区や地域団体等の活動区域を考慮したうえで、地域の声を聴きながら区域の見直しを検討いただきたい。

#### 4 施策の定期的な検証と見直し

社会情勢をはじめ、地域まちづくりの状況は、今後とも変化し得る。このため、地域と行政が協働し、持続可能な地域まちづくりを推進していくためには、定期的に検証し、変化に対応していくことが必要である。

このため、行政においては、現在行われている地域施策がどのような効果をもたらしているか、また、それが各地域のまちづくりにどのような影響をもたらしているか等を適宜、検証し、必要に応じて見直しを行なったうえで、新たな施策に反映していくべきである。

## 5 資料

資料 1 : 地域まちづくりのあり方検討会設置要綱

資料 2 : 地域まちづくりのあり方検討会委員名簿

## 資料 1

### 地域まちづくりのあり方検討会設置要綱

#### (設置)

第1条 住民主体によるまちづくりを推進し、地域のまちづくりが将来にわたり持続可能なものとなるよう、今後の地域まちづくりのあり方について検討するため、地域まちづくりのあり方検討会（以下「検討会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 地域まちづくりに係る地域組織のあり方に関すること
- (2) 住民主体による地域組織の運営のあり方に関すること
- (3) 地域まちづくりに係る行政支援のあり方に関すること
- (4) その他地域まちづくりに関すること

#### (委員)

第3条 検討会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動の実践者
- (3) 中間支援組織に所属する者
- (4) その他検討会の運営上、市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任日から令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (検討会の運営)

第5条 検討会に座長、副座長を各1名置く。

- 2 座長は、委員の互選とし、副座長は座長が指名するものとする。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けた時は、その職務を代理する。
- 4 検討会は座長が招集し、座長が検討会の進行を行う。
- 5 座長は、必要に応じ、検討会の了承を得て、関係者の出席を求めることができる。

#### (報償)

第6条 委員が検討会等に出席したときは、報償として1日につき8,000円を支給することができる。ただし、2時間未満の場合には、半額の4,000円とする。

- 2 関係者が検討会に出席したときは、報償として1日につき2,000円を支給することができる。

#### (報告)

第7条 座長は、検討が全て終了したときは、速やかにその内容を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

#### (庶務)

第8条 検討会の庶務は、地域振興部地域コミュニティ課において処理する。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

## 資料 2

## 地域まちづくりのあり方検討会委員

(50音順、敬称略)

|    | 氏 名    | 所 属 団 体             | 区 分  |
|----|--------|---------------------|------|
| 1  | 井上 五月  | 宮崎市中央西地区地域包括支援センター  | 地域福祉 |
| 2  | 上村 哲也  | 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会   | 地域福祉 |
| 3  | 黒木 淳子  | NPO 法人みやざきママパパhappy | 地域活動 |
| 4  | 桑野 斉   | 宮崎大学 地域資源創成学部       | 学識経験 |
| 5  | 小岩屋 敏  | 大宮地域自治区地域協議会        | 地域活動 |
| 6  | 椎木 隆   | 宮崎市男女共同参画センター       | 男女共同 |
| 7  | 時任 孝俊  | 宮崎市自治会連合会           | 地域活動 |
| 8  | 中窪 民子  | 宮崎市民生委員児童委員協議会      | 地域福祉 |
| 9  | 名和田 是彦 | 法政大学 法学部            | 学識経験 |
| 10 | 西片 奈保子 | 宮崎大学 研究・産学地域連携推進機構  | 産学地域 |
| 11 | 樋口 新樹  | 宮崎市PTA 協議会          | 地域教育 |
| 12 | 松竹 昭彦  | 地域まちづくり推進委員会連絡協議会   | 地域活動 |
| 13 | 矢方 幸   | NPO ささえ愛生目台         | 市民活動 |



## **地域まちづくりのあり方検討に係る報告書**

令和 5 年 8 月 発行

宮崎市地域まちづくりのあり方検討会

事務局 宮崎市 地域振興部 地域コミュニティ課  
〒880-8505 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号  
TEL 0985-21-1714